

国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左横「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。<http://www.kuma8020.com/kokuho/>

平成23年度の補助申請は平成24年3月31日までにお願いします。

各種補助申請は年度内をお願いします。期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



【補助の対象期間】平成23年4月1日～平成24年3月31日
【申請できる期間】平成23年4月1日～平成24年3月31日

※領収証(写)は、対象者本人の氏名と日付が記載されているものを添付してください。

出産育児一時金の申請について

妊娠・出産は病気とみなされないので、正常な分娩の場合は健診費用や分娩費用等はすべて自費扱いになります。高額となる出産費用の一部をまかなうのが「出産育児一時金」です。

出産育児一時金の申請方法は…



■ 原則、直接病院と「合意文書」を交わしていただきます

原則として、組合員の方が直接病院と「合意文書」を交わしていただくことで、当組合から直接病院等に出産育児一時金等が支払われます。(直接支払制度といいます)。このことで、窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくて済むようになります。

※ 直接支払制度を希望されない場合は出産後に組合員の方に支払う制度をご利用頂くことも可能です。その場合、一旦全額を病院等にお支払い頂くことになります。

■ 差額分が生じた場合、当組合に申請ください

出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額未満であった場合には、その差額分は後日、組合員の方から当組合に請求することにより支給※されます。

※ 産科医療補償制度に加入している分娩機関でお産をした場合は42万円、それ以外の場合は39万円です。

法令遵守（コンプライアンス）について

熊本県歯科医師国民健康保険組合は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であり、その使命を果すための社会的責任を負っています。このため、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合同規約、諸規程の規定に沿った事業運営が求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を重ねる必要があります。

平成21年12月に全国建設工事事業国保組合で無資格加入問題が発覚し、建設業に従事していない者、健康保険の適用除外承認を受けていない者、健康保険が適用されるべき法人事業所であるにもかかわらず個人事業主であると偽って従業員を分割加入させていた者、合計約28,000人も無資格加入者が確認され、返還すべき国庫補助金は総額75.5億円と莫大な金額になっております。この問題を受け、厚生労働省は国保組合のコンプライアンス体制の強化を図っています。

本組合においても、平成23年4月よりコンプライアンス体制の整備に関する基本方針を制定し、コンプライアンスの観点から下記のとおり重点項目として運営を行っておりますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 資格取得時の厳正な資格確認

- ・組合員は、熊本県歯科医師会会員である歯科医師とその医療機関の業務に従事する者。
- ・家族は、組合員と同一世帯で生計を共にし、住民票に記載されている者。

2. 健康保険適用除外承認申請の取扱い

- ・健康保険の適用除外承認申請は、「事実の発生から5日以内」に年金事務所の承認を受け、速やかに本組合に『健康保険被保険者適用除外承認証』の写し(受付印があるもの)を提出。

3. 資格喪失の届出

- ・資格喪失日より原則14日以内に、資格喪失届に被保険者証を添えて届出。

平成24年1月31日

熊本県歯科医師国民健康保険組合

各種申請書は、熊本県歯科医師会ホームページの会員専用ページから、ダウンロードできます。
<http://www.kuma8020.com/private/members/>

ユーザー名

パスワード

なお、ユーザー名・パスワードのご使用は、会員の先生のみということを守り、外部への流出が
 ございませんよう、管理については細心の注意をお願い致します。

■下記の申請書がダウンロードできます。

- 氏名変更届 ● 住所変更届 ● 健康診断補助申請書
- 国民健康保険法第116条該当届出
- 健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 甲種組合員配偶者健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 健康診断追加項目補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 人間ドック補助申請書 ● 保養施設補助交付申請書
- 健康保持増進事業補助申請書 ● B型肝炎ワクチン接種補助申請書
- インフルエンザワクチン接種補助申請書 ● 委任状

※他の申請書(資格取得届や資格喪失届など)は、組合までご連絡いただいてから郵送いたします。

高額療養費の限度額適用認定申請について

70歳未満の被保険者が、**入院等により医療費が高額になると見込まれる場合**、あらかじめ保険者に申請し、交付された限度額適用認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

所得区分	自己負担限度額
上位所得者※1	$150,000 \text{ 円} + (\text{医療費} - 500,000 \text{ 円}) \times 1\%$ (過去1年間で4回目からは 83,400 円)
— 般	$80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ (過去1年間で4回目からは 44,400 円)
低所得者	35,400円 (過去1年間で4回目からは 24,600 円)

※1 上位所得者とは、国民健康保険については、「その世帯に属する被保険者のすべてについて、**旧ただし書き所得**を合算した額が600万円以上の者」とする。

※ なお、限度額認定証は保険料を滞納している方には交付できません。ただし、災害等の特別な事情があると認められた場合はこの限りではありません。交付を行わなかった理由が解消されれば交付できますので、再度申請を行ってください。

こんな時どうなる？

当組合で
よくあるご質問に
お答えします。

Q 結婚して氏名が変わるので「氏名変更届」を提出しますが、その際は現在使用している被保険者証を添えて提出しなければいけませんか？数日中に病院に行くので被保険者証が必要なのですが。

A 原則、被保険者証を添えてご提出いただいておりますが、そのような場合は、「氏名変更届」だけ先にご提出ください。新しい被保険者証がお手元に届きましたら、旧被保険者証をご返却ください。

お知らせ♪

セントレジャー城島高原パークのご案内

入園ご招待券が届いております。ご入用の方は国保組合までご連絡ください。
チケット有効期間 2011年11月19日(土)～2012年3月4日(日)

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

**喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。
資格を喪失(退職等)された時点で被保険者証は使用できません。**

(喪失後受診など医療機関とのトラブルが起こっています。)

保険料は、毎月10日に銀行へ差し引き依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動を締め切ります。加入・喪失の場合はその日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いします。

- ◇ 加入の場合の保険料は
月初めでも月末でも、加入月分の保険料は徴収します。
- ◇ 喪失の場合の保険料は
月途中の喪失は前月分までの保険料を徴収します。



熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863

熊本市坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

URL <http://www.kuma8020.com/kokuho/>